

東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議会則（案）

（設置）

第1条 東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「事故」という。）は、県内各方面に深刻な影響を与えつつあり、県内の各団体等の一致団結した対応が求められていることから、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有などを行うため、県内の産業界や消費者団体、有識者、自治体等で構成する東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 県民会議は、次の事務を所掌する。
（1）事故による被害に係る総合的な対策に関すること。
（2）国等への要望等に関すること。
（3）事故による損害賠償請求に関すること。
（4）その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 県民会議は、別表1に掲げる団体の長、有識者、自治体の長等をもって構成する。
2 県民会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出する。
3 会長は、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（幹事会）

第4条 県民会議に幹事会を置く。
2 幹事会は、構成員間の情報交換を行うとともに、県民会議の所掌事務のうち軽易な事項等について協議する。
3 幹事会の幹事は、別表2に掲げる団体から、それぞれ1名以上を選任する。
4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事会を構成する者の互選により選出する。
5 幹事長は、幹事会の会務を総理する。
6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 県民会議の会議は会長が、幹事会の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。
2 会長又は幹事長は、必要に応じ、議題に関係のある構成員のみを招集し、会議を開催することができる。
3 会長又は幹事長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 県民会議の庶務は、宮城県環境生活部原子力安全対策課において処理する。

（雑則）

第7条 この会則に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

